

## 八尾市農地利用最適化推進委員募集要項

### 1 募集人数

5名

### 2 任用期間

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月21日以降）から令和11年7月19日まで

### 3 身分

八尾市の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

- (1) 農業委員会が定めた区域において、農地利用の最適化の推進に関する活動（主に農業委員と連携し、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の業務に伴う現地での調査、指導等）
- (2) 農業委員会からの求めに応じ、農業委員会総会へ出席（平日昼間）し、農地の権利移動や転用等の許可案件に関し意見を述べる
- (3) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (4) 大阪府農業会議等が開催する会議、大会、研修会等への参加

### 5 担当地区

別紙

### 6 委員報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

### 7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 八尾市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等である者

### 8 推薦及び応募の方法

八尾市農地利用最適化推進委員 推薦・応募申込書（別記様式）に必要事項を記入のうえ、(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により、八尾市 農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

八尾市農地利用最適化推進委員 推薦・応募申込書

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の本人確認書類（運転免許証の写し等）

(3) 募集期間

令和8年3月19日（木）から令和8年4月20日（月）まで【期限内必着】

※持参される場合は、市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分までに提出してください。

(4) 推薦・応募申込書の入手場所

・農業委員会事務局 窓口

（八尾市本町1-1-1 八尾市役所西館2階）

・市ホームページからダウンロード

9 選定方法

提出された書類をもとに農業委員会で選定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

10 公表

募集期間の中間および終了後に、市ホームページで提出のあった申込書をもとに以下の内容を公表します。

(1) 推薦をし、又は応募する区域

(2) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

(3) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件

(4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦をする者が、推薦を受ける者を八尾市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、八尾市農業委員会委員に応募しているか否かの別

11 お問合せ先

〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市役所西館2階

八尾市 農業委員会事務局

電話 072-924-3897（直通）

【別紙】

地区名	地区の区域（町名）	人数
第1地区	<p>新家町・山賀町・泉町・幸町・小畑町・長池町・堤町・緑ヶ丘・萱振町            ・楠根町・宮町・美園町・久宝園・佐堂町・山城町・北本町・光町・            桜ヶ丘・旭ヶ丘・西山本町・山本町・山本町南・小阪合町・南小阪合町            ・若草町・青山町・荘内町・東本町・本町・末広町・西久宝寺・東久宝寺            ・北久宝寺・久宝寺・神武町・南久宝寺・高町・栄町・安中町・光南町・            清水町・陽光園・明美町・松山町・南本町・高美町            ・<b>洪川町の一部【1丁目・2丁目(全域)】</b>            ・<b>中田の一部【1丁目・2丁目(全域)】</b>            ・<b>山本高安町の一部【1丁目(全域)】</b>            ・高砂町の一部              <b>【1丁目(全域)、2丁目～3丁目(南北高圧線以西の区域)、4丁目(全域)】</b>            ・<b>桂町の一部【1～4丁目(全域)、6丁目(南北高圧線以西の区域)】</b>            ・<b>山本町北の一部【1～6丁目(全域)】</b></p>	1人
第2地区	<p>刑部・柏村町・八尾木北・八尾木東・八尾木・曙町・天王寺屋・志紀町            ・志紀町西・志紀町南・弓削町・弓削町南・西弓削・東老原・老原・            田井中・相生町・植松町・永畑町・南植松町・北木の本・南木の本            ・木の本・西木の本・空港・若林町・太田・太田新町・沼・春日町・            東太子・太子堂・南太子堂・跡部北の町・跡部本町・跡部南の町・龍華町            ・北亀井町・亀井町・南亀井町・竹刈東・竹刈・竹刈西            ・<b>山本高安町の一部【2丁目(全域)】</b>            ・<b>洪川町の一部【3～7丁目(全域)】</b>            ・<b>中田の一部【3～5丁目(全域)】</b>            ・<b>東弓削の一部【1～3丁目(全域)】</b></p>	1人
第3地区	<p>福万寺町北・福万寺町・福万寺町南・福栄町・上尾町・上之島町北・            上之島町南・西高安町・楽音寺・大竹・水越・千塚・神立            ・<b>山本町北の一部【7～8丁目(全域)】</b>            ・<b>高砂町の一部【2～3丁目(南北高圧線以東の区域)、5丁目(全域)】</b>            ・<b>桂町の一部【5丁目(全域)、6丁目(南北高圧線以東の区域)】</b></p>	1人
第4地区	<p>東山本町・東山本新町・東町・郡川・服部川・山畑・大窪</p>	1人
第5地区	<p>高安町北・高安町南・教興寺・垣内・黒谷・恩智北町・恩智中町・            恩智南町・恩智・神宮寺・曙川東・都塚・都塚北・都塚南・二俣            ・<b>東弓削の一部【大字東弓削(全域)】</b></p>	1人